

2023年5月8日

お客さま各位

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、2023年5月8日から、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）」上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現する等の特段の事情が生じない限り、「五類感染症」に位置づける方針を政府が公表しています。

このような状況を踏まえ、医師の指示に基づく宿泊施設・自宅等での療養について、「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱い（以下、「みなし入院」）と傷害を補償する保険の特定感染症特約等の取扱いを下記のとおりといたしますので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご相談ください。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. みなし入院の取扱いについて

(1) 取扱内容

政府方針のとおり「五類感染症」に変更された場合、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

<みなし入院の適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方 (※2)	左記以外の方
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院に該当) (※1)	○	○
	2022年9月26日 ～2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

(※1) 約款上の入院とは以下のとおりです。

「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

(※2) 重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

(2) 理由・背景

損保ジャパンでは、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症による入院を補償する商品において「みなし入院」を実施しており、2022年9月26日以降は「重症化リスクの高い方」に補償対象を限定しておりました。

「五類感染症」への変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置づけとなり、また、現行の「感染症法」の規定を根拠に講じている「入院措置・勧告」等も適用されなくなります。こうした状況を踏まえ、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となの方につきましては、2023年5月8日以降も保険金をご請求いただけますのでご安心ください。

また、疾病を補償する商品において、新型コロナウイルス感染症と診断され、約款上の入院に該当する場合は、2023年5月8日以降も変わらず入院保険金等のお支払い対象となります。

2. 傷害保険等の特定感染症特約等の取扱いについて

特定感染症特約等は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約であるため、従来、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。

新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症特約等がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を自動セットすることで、「感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていました。今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病（※）した場合、以下の特約をセットしている場合でも保険金支払いの対象外となります。

（注）2023年5月7日以前に発病（※）し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

（※）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

<対象特約>

商品	特約等
THE カラダの保険	特定感染症特約（後遺障害、入院および通院）、特定感染症特約（葬祭費用）
傷害総合保険、普通傷害保険 家族傷害保険、積立傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約
くらしの安心保険	特定感染症危険補償特約（後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金支払用）、 特定感染症危険補償特約（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金支払用）
メディコ（医療補償保険）	特定感染症による「疾病高度障害保険金および葬祭費用保険金」補償特約

以上